

## 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書類一覧

### 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

#### 提出書類

介護給付費算定届連絡先

(別紙2)介護給付費算定に係る体制等に関する届出書<指定事業者用>

(別紙1)介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(居宅サービス・施設サービス・居宅介護支援)

(別紙1-2)介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(介護予防サービス)

事 項	添 付 書 類
地域区分 【共通】	・なし
施設等の区分 【共通】	・なし
LIFEへの登録 【共通】	・なし
夜間勤務条件基準 【共通】	・勤務体制及び勤務形態一覧表(標準様式1) ※減算開始時・・・人員欠如が発生した月の実績
職員の欠員による減算の状況 【共通】	※減算解消時・・・人員欠如が解消された月の実績
ユニットケア体制 【共通】	①平面図(別紙6) ②勤務体制及び勤務形態一覧表(標準様式1) ※算定を開始する月の勤務予定表
高齢者虐待防止措置実施の有無【共通】	・なし
業務継続計画策定の有無 【共通】	・なし
共生型サービスの提供 (短期入所事業所) 【共通】	【共生型短期入所生活介護のみ】 ・なし
生活相談員配置等加算 【共通】	【共生型短期入所生活介護のみ】 ①生活相談員配置等加算に係る届出書(別紙27) ②勤務体制及び勤務形態一覧表(標準様式1) ※算定を開始する月の勤務予定表 ③生活相談員の資格証等の写し ※勤務体制及び勤務形態一覧表を標準様式1 で提出する場合は、添付不要。
生活機能向上連携加算(I) 【共通】	生活機能向上連携加算に係る届出書

<p>機能訓練指導体制 【共通】</p>	<p>①勤務体制及び勤務形態一覧表(標準様式1)  ※算定を開始する月の勤務予定表  ②機能訓練指導員の資格を証する免許証または資格証の写し(はり師、きゅう師については、実務経験証明書も必要)  ※勤務体制及び勤務形態一覧表を標準様式1で提出する場合は、添付不要。(実務経験証明書は必要)  ③機能訓練指導員に任じる辞令の写し、事務分掌表等</p>
<p>個別機能訓練体制 【共通】</p>	<p>(注) 「機能訓練指導員の加算」と「個別機能訓練加算」の両方の算定を行う場合は、「機能訓練指導員の加算」に係る常勤専従の機能訓練指導員が、「個別機能訓練加算」の機能訓練指導員を兼務することは不可。</p>
<p>看護体制加算(Ⅰ) 【短期入所のみ】</p>	<p>①看護体制加算に係る届出書(別紙9-2)  ②勤務体制及び勤務形態一覧表(標準様式1)  ※算定を開始する月の勤務予定表  ③看護師の資格を証する免許証の写し  ※勤務体制及び勤務形態一覧表を標準様式1で提出する場合は、添付不要。</p>
<p>看護体制加算(Ⅱ) 【短期入所のみ】</p>	<p>①看護体制加算に係る届出書(別紙9-2)  ②24時間の連絡体制を確保していることがわかる資料(夜間連絡体制、連携する病院・診療所・訪問看護ステーションとの契約書等の写し)  ③勤務体制及び勤務形態一覧表(標準様式1)  ※算定を開始する月の勤務予定表  ④看護職員の資格を証する免許証の写し  ※勤務体制及び勤務形態一覧表を標準様式1で提出する場合は、添付不要。</p>
<p>看護体制加算(Ⅲ)・(Ⅳ) 【短期入所のみ】</p>	<p>看護体制加算(Ⅰ)・(Ⅱ)の添付書類</p>
<p>医療連携強化加算 【短期入所のみ】</p>	<p>・医療連携強化加算に係る届出書(別紙30)</p>
<p>看取り連携体制加算 【短期入所のみ】</p>	<p>①看取り連携体制加算に係る届出書(別紙9-6)  ②24時間の連絡体制を確保していることがわかる資料(夜間連絡体制、連携を図る病院・診療所・訪問看護ステーションとの契約書等の写し)  ③看取り期における対応方針</p>

<p>夜勤職員配置加算(Ⅰ)(Ⅱ) 【短期入所のみ】</p>	<p>①夜勤職員配置加算算定表 ②夜勤職員配置加算算定表(別紙) ③勤務体制及び勤務形態一覧表(標準様式1) ※算定を開始する月の勤務予定表</p>
<p>夜勤職員配置加算(Ⅲ)(Ⅳ) 【短期入所のみ】</p>	<p>夜勤職員配置加算(Ⅰ)(Ⅱ)の添付書類に加え、 ④喀痰吸引等の特定行為を行うことができる資格を証する書類の写し(喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置する場合) ※勤務体制及び勤務形態一覧表を標準様式1で提出する場合は、添付不要。 ⑤登録喀痰吸引等事業者(登録特定行為事業者)の登録通知書の写し</p>
<p>テクノロジーの導入 (夜勤職員配置加算関係) 【短期入所のみ】</p>	<p>★テクノロジーの導入による夜勤職員配置加算に係る届出書(別紙22) ※【配置要件2】要件を満たすことが分かる議事提要</p>
<p>若年性認知症利用者受入加算【共通】</p>	<p>・なし</p>
<p>送迎体制 【共通】</p>	<p>・なし</p>
<p>口腔連携強化加算 【共通】</p>	<p>①口腔連携強化加算に関する届出書 ②歯科医療機関と相談等の体制を確保することを取り決めた文書等の写し</p>
<p>療養食加算 【共通】</p>	<p>・栄養士または管理栄養士の資格を証する免許証の写し</p>
<p>認知症専門ケア加算(Ⅰ)(Ⅱ) 【共通】</p>	<p>【(Ⅰ)(Ⅱ)共通】 ①認知症専門ケア加算に係る届出書(別紙26-2) ②勤務体制及び勤務形態一覧表(標準様式1) ※算定を開始する月の勤務予定表 ③認知症介護実践リーダー研修修了証の写し  【(Ⅱ)の場合】 ④認知症介護指導者研修修了証の写し</p>
<p>生産性向上推進体制加算 【共通】</p>	<p>【(Ⅰ)(Ⅱ)共通】 ①生産性向上推進体制加算に係る届出書(別紙41) ②要件を満たすことが分かる委員会の議事提要  【(Ⅰ)】 ③別紙41 加算Ⅰの要件①に係る各種指標に関する調査結果のデータ</p>

<p>サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 【共通】</p>	<p>①サービス提供体制強化加算に関する届出書(別紙12-4) ②サービス提供体制強化加算算定表 ③勤務体制及び勤務形態一覧表(標準様式1) ※前年度各月(3月を除く)の勤務実績表 ※前年度の実績が6月未満の場合(新規開設、再開の場合を含む。):届出月の前3か月の勤務実績表 ④介護福祉士登録証の写し ※勤務体制及び勤務形態一覧表を標準様式1で提出する場合は、添付不要。</p>
<p>サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 【共通】</p>	<p>①サービス提供体制強化加算に関する届出書(別紙12-4) ②サービス提供体制強化加算算定表 ③勤務体制及び勤務形態一覧表(標準様式1) ※前年度各月(3月を除く)の勤務実績表 ※前年度の実績が6月未満の場合(新規開設、再開の場合を含む。):届出月の前3か月の勤務実績表 ④介護福祉士登録証の写し ※勤務体制及び勤務形態一覧表を標準様式1で提出する場合は、添付不要。</p>
<p>サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 【共通】</p>	<p>①サービス提供体制強化加算に関する届出書(別紙12-4) ②サービス提供体制強化加算算定表 ③サービス提供体制強化加算算定表[別表] (または職員の勤続年数がわかる書類) ④勤務体制及び勤務形態一覧表(標準様式1) ※前年度各月(3月を除く)の勤務実績表 ※前年度の実績が6月未満の場合(新規開設、再開の場合を含む。):届出月の前3か月の勤務実績表 ※備考欄等で3年以上勤務者が誰か分かるように記載してください。</p>
<p>併設本体施設における介護職員等特定処遇改善加算Ⅰの届出状況 【共通】</p>	<p>・なし</p>
<p>介護職員等処遇改善加算 【共通】</p>	<p>○算定しようとする前々月の末日までに介護職員等処遇改善加算等処遇改善計画書を提出する必要があります。</p>

(注)

1. 重複する添付書類は、1部のみ提出してください。
2. 上記に掲げる添付書類以外にも、確認のために書類等の提出を求める場合があります。

#### **算定の開始時期**

- ・届出が受理された日が属する月の翌月から算定します。
- ・ただし、届出が受理された日が月の初日である場合は、当該月から算定します。

#### **加算の要件を満たさなくなった場合**

- ・その旨を速やかに届け出てください。この場合は、加算等が算定されなくなった事実が発生した日から算定を行わないでください。